第1回佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 会議次第

日時:平成23年12月2日(金)

午後1時30分~

場所:野沢会館 2階 ホール

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱について
- 6 会長の選出について
- 7 会議事項
 - (1) 佐久地域定住自立圏について
 - (2) 佐久地域定住自立圏共生ビジョン(案)について
 - (3) 意見交換
 - (4) その他
- 8 閉 会

佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐久地域定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)の 策定又は変更にあたり、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、佐 久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。 (任務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議・懇談するものとする。
 - (1)共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
 - (2)定住自立圏構想の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 懇談会は、委員35人以内で組織する。
- 2 委員は、地域の関係者等のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長)

- 第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

団 体 名	役 職	氏 名
<u></u> 佐久医師会	理事	岡田 稔
小諸北佐久医師会	理事	白田 正恒
佐久歯科医師会	理事	田島 達彦
北佐久歯科医師会	理事	山口 康弘
佐久地区保健補導員会連絡協議会	会長	櫻井 美智子
佐久市社会福祉協議会	会長	金川 洋
小諸市社会福祉協議会	常務理事	杉田 旗江
長野県民生児童委員協議会	副会長	井出 治雄
長野県保育園連盟	副会長	高柳 由美子
佐久浅間農業協同組合	営農指導部企画推進課長	中嶋 信幸
長野八ヶ岳農業協同組合	農業部企画振興課長	中島 常勝
佐久地域森林組合連絡協議会	事務局長	篠原 茂
佐久商工会議所	副会頭	中川 正人
小諸商工会議所	会頭	香坂 勝
長野県商工会連合会佐久支部広域協議会	会長	由井 正隆
佐久校長会	生徒指導委員会副委員長	佐藤 一夫
全佐久PTA連合会	会長	柳田 佳宏
有限責任事業組合 佐久咲〈ひまわり	事務局長	井出 進
千曲バス株式会社	常務取締役	木内 美喜雄
長野県タクシー協会佐久支部	支部長	倉根 一幸
長野県情報サービス振興協会	理事	渡辺 正志
長野県宅地建物取引業協会佐久支部	副支部長	清水 純一郎
佐久地区社会教育委員連絡協議会	理事会会長	永井 久史
長野県体育協会	評議員	清水 浩
佐久地方事務所	所長	松本 有司
佐久保健福祉事務所	所長	小林 一司
東信教育事務所	所長	井澤 良夫
佐久広域連合	事務局長	土屋 雅廣

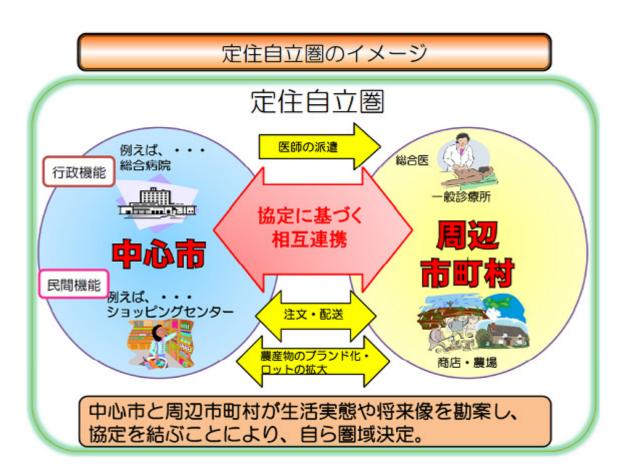
定住自立圏構想について

定住自立圏とは

今後、わが国の人口は急速に少子高齢化が進展すると見込まれている。とりわけ地方圏においては、少子子高齢化の進展と大都市圏への人口流出とが相まって、急速な総人口・生産年齢人口の減少が想定される。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

以上のような認識の下、各地域の日常生活圏で中心的な機能を有する都市とその周辺の市町村が連携を図り、医療、地域交通、産業などの生活サービスを維持・拡大し、人口の定住と圏域の自立を図る政策が定住自立圏構想であり、平成 21 年度から全国で本格的に取組を推進してきているものである。(総務省平成 22 年度定住自立圏構想推進調査報告書より)



総務省ホームページより

定住自立圏形成の具体的な手順



- (1) 一定の要件を消たす「中心市」が「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- (2) 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する周辺の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能を確保するための相互の役割分担を決める。
- (3) 中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域 共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立 圏共生ビジョン」(おおむね5年を想定)を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。
- (4) 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市及び周辺市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。
- (5) 「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

総務省ホームページより

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

ш У ے 一ズに対応し圏域ごとにその生活に必要な機能を確保 しを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョ 國井 169 ك 糖 定住自立 ₩ に対して財政措置 と暮らしを守る取組を支援するため、 周辺市町村の取組 策定した中心市及びその 地域住民の生活実態やニ 地域住民の生命 ₩ Υ

(特別交付税) 中心市及び周辺市町村の取組 関する包括的財政措置

- 中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000「万円を上限

紃 地域活性化事業債の充 2

- Ø 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、 域活性化事業債を充当。 活性化事業債を充当。
- 外部人材の活用に対する財政措置 特別交付税 က
- ے 一枚リ 圏域外における専門性を有する人材の活用I て、上限700万円、最大3年間の措置。

財政措置 10 ヤない 民間主体の取組の支援(4

- 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置 ファンド形成に一般単独事業債を充当(90%)、 償還利子の50%に特別交付税
- ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ 8

別の施策分野における財政措 画 D

- 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置(措置率0.8)のさ地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡減電率0.6→0.8 $\widehat{\Xi}$
- る特別交付税措置の拡充

Ű 自立圏の形成に対応した辺地度 の算定要素の追加 定任日 数 9

辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

佐久地域定住自立圏について

1 趣 旨

人口減少・少子高齢社会を迎えるにあたり、佐久圏域が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域として存続できるよう、佐久市が圏域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たしながら、関係市町村との連携・協力の下に、圏域全体の生活機能の強化等に取り組むことにより、佐久圏域の定住人口の確保と地域の活性化を図る。

2 構成市町村

中心市:佐久市(1)

関係市町村:小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、 南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町(11)

3 協定締結分野

ア 生活機能の強化

- (1) 保健・医療(地域医療の環境整備、住民の健康増進、自殺対策)
- (2) 福祉(病児・病後児保育の広域化、発達障がい児の支援体制の確立)
- (3) 学校教育(不登校児童生徒等の支援体制の充実)
- (4) 産業振興(鳥獣害防止総合対策、地産地消・販路開拓の推進、農業情報ネットワークの構築、森林病害虫被害防止対策、広域的観光の推進)
- (5) 環境(循環型社会の構築)
- (6) 防災(広域防災体制の整備と強化)
- イ 結びつきやネットワークの強化
 - (1) 地域公共交通(地域公共交通ネットワークの構築)
 - (2)情報(情報化の推進)
 - (3) 定住促進・交流推進(定住促進および交流推進)
 - (4) 社会教育(社会教育施設の広域的活用)
- ウ 圏域マネジメント能力の強化
- (1) 人材育成(合同専門研修及び人事交流)

4 検討経過及び今後の予定

H23.2月: 市町村長連絡会議(定住自立圏形成について基本合意)

5月: 定住自立圏検討部会設置(関係市町村と本格協議開始)

7月: 佐久市「中心市宣言」

9月:「定住自立圏形成協定の議決に関する条例」を議案提出

12月: 「定住自立圏形成協定」を議案提出

H24.1月:「定住自立圏形成協定」締結

2月:「定住自立圏共生ビジョン」策定

中心市宣言

八ヶ岳や浅間山の雄大な山々に守られ、美しく青き大空が広がる 佐久地域。千曲川の源流から湧き出る清水は、この地にうるおいと 安らぎを与えています。

冷涼な気候と肥沃な大地の中で育てられた農産物は、私たちの生きる糧となり、先人達のたゆまぬ努力によって根付いた地域の医療・保健活動により、私たちの命と健康が守られています。

古くは中山道と佐久甲州街道が交わる地として、現在は北陸新幹線、 上信越自動車道、中部横断自動車道が通る交通の結節点として、歴史 と文化に富み、賑わいと交流が生まれています。

これから我が国は、世界のどの国も経験したことのない速さで人口減少が進もうとしています。少子高齢化と過疎化が急速に進み、地域が衰退していくことが現実的な危機となっています。時代の流れに任せていては、自然の恩恵や先人の偉業などによって築かれたこの安住の地ですら失われることにもなりかねません。

佐久地域への愛着と誇りをもってこの地で生活している私たちが、 佐久地域を将来にわたっても定住の地として存続させるため、既成の 行政単位や組織の枠にとらわれることなく、さらなる連携と協力に よって、より住みやすく安心して暮らせる地域を創っていくことが 必要です。

佐久地域の市町村が「新しい絆」で結ばれる「定住自立圏」において、佐久市は地域全体の発展のために尽力し、中心市としての役割を 積極的に果たすことを、ここに宣言します。

佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書(案)

佐久市(以下「甲」という。)と 市(町・村)(以下「乙」という。)は、 佐久地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、甲を中心市とする佐久地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、佐久地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組 において、相互に連携を図り、共同し、補完し合うこととする。

(事務執行に当たっての協力及び費用負担)

- 第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度甲及び乙が協議して定めることとする。

(協定の変更)

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを 定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議 決を経ることとする。

(協定の廃止)

- 第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会 の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。
- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを 定める。

この協定を締結するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

佐久市中込 3 0 5 6 番地 甲 佐久市 佐久市長 柳 田 清 二

(所在地)

乙 (市町村名) (市町村長名)

別表(第2条、第3条関係)

1 生活機能の強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
保健・	地域医療の環	地域医療体制に関す	(1)休日小児科急病診	(1)地域医療体制の整
医療	境整備	る研究・検討を進め、	療センター及び平日夜	備に対して必要な支援
		 体制の整備等に対す	間急病診療センターを	を行う。
		る必要な支援等を実	設置し、管理する。	(2)甲と共同して地域
		施すること、地域住	(2)地域医療体制の整	医療体制に関する研
		民と医療機関との良	備に対して必要な支援	究・検討を行う。
		好な関係を研究し、	を行う。	(3)甲と共同して地域
		圏域住民及び関係機	(3)休日救急歯科診療	住民等への啓発等を行
		関等への周知・啓発	所の開設を支援する。	う。
		等を実施すること等	(4)乙と共同して地域	(4)その他地域医療の
		により、地域医療の	医療体制に関する研	環境整備に資する取組
		環境整備を推進す	究・検討を行う。	を実施する。
		る。	(5)乙と共同して地域	
			住民等への啓発等を行	
			う。	
			(6)その他地域医療の	
			環境整備に資する取組	
			を実施する。	
	住民の健康増	医療機関と連携した	(1)乙と共同して医療	(1)甲と共同して医療
	進	特定健康診査の受診	機関と連携し、特定健	機関と連携し、特定健
		率の向上と保健指導	康診査の受診率の向上	康診査の受診率の向上
		等により、住民の健康	対策及び保健指導等を	対策及び保健指導等を
		増進を図る。	実施する。	実施する。
			(2)その他住民の健康	(2)その他住民の健康
			増進に資する取組を実	増進に資する取組を実
			施する。	施する。
	自殺対策 	啓発活動、相談体制	(1) Zと共同して講演	(1)甲と共同して講演
		の充実等により、自殺	会、研修会及び相談会	会、研修会及び相談会
		対策を推進する。 	等の開催等を実施す	等の開催等を実施す
			る。	る。
			(2)その他自殺対策に	(2)その他自殺対策に
			資する取組を実施する。	資する取組を実施する。

福祉	病児・病後児	子育て環境の充実の	(1)病児・病後児保育	(1)甲と協議の上、病
	保育の広域化	ため、広域的な病	事業の実施に必要な施	児・病後児保育事業の
		児・病後児保育事業	設及び人員の確保等を	実施に必要な事務を行
		等を実施する。	行う。	う。
			(2)乙の住民に係る病	(2)その他病児・病後
			児・病後児保育事業の	児保育の充実に資する
			実施に必要な事務を行	取組を実施する。
			う。	
			(3)その他病児・病後	
			児保育の充実に資する	
			取組を実施する。	
	発達障がい児	障がい児担当職員の	(1)研修会及び講演会	(1)甲が実施する事業
	の支援体制の	スキルアップを図る	の開催等の事業を実施	に共同して取り組む。
	確立	ための研修及び講演	する。	(2)その他発達障がい
		会の開催等を実施す	(2)その他発達障がい	児の支援体制の強化に
		ること等により、発	児の支援体制の強化に	資する取組を実施する。
		達障がい児の支援体	資する取組を実施する。	
		制の確立を図る。		
学校	不登校児童生	不登校児童生徒等の	(1)当該年度に実施す	(1)甲が行う調査等へ
教育	徒等の支援体	支援に関する情報の	る事業内容の調整等を	の回答及び具体的な取
	制の充実	共有、交換等により、	行い、事業計画を取り	組における各業務の分
		不登校児童生徒等の	まとめる。	担を行う。
		支援体制の充実を図	(2)事業計画に基づき	(2)その他不登校児童
		る。	事業を実施する。	生徒等の支援体制の充
			(3)その他不登校児童	実に資する取組を実施
			生徒等の支援体制の充	する。
			実に資する取組を実施	
			する。	

全業 鳥獣害防止総 有害鳥獣による農林 (1)住民及び団体等と 連携を図りつつ、乙と 連携を図りつつ、乙と 連携を図りつつ、田と 高大め、鳥獣による 農獣害に関する情報交 農林水産業等に係る 換等を実施する。 (2)甲と共同して鳥獣 特別措置に関する法 害防止総合対策の調査 害防止総合対策の研究 (2)甲と共同して鳥獣 害防止総合対策の研究 を行うとともに、当記 134号)に基づき、 当該対策が有効なもの 対策が有効なものとな ア及び乙が策定する となるよう取組を実施 るよう取組を実施する。
るため、鳥獣による 鳥獣害に関する情報交 鳥獣害に関する情報を 操体水産業等に係る 換等を実施する。 換等を実施する。 彼害の防止のための (2)乙と共同して鳥獣 (2)甲と共同して鳥獣 特別措置に関する法 害防止総合対策の調査 害防止総合対策の研究 で行うとともに、当部 134号)に基づき、 当該対策が有効なもの 対策が有効なものとな
農林水産業等に係る 換等を実施する。 換等を実施する。
被害の防止のための (2)乙と共同して鳥獣 (2)甲と共同して鳥獣 特別措置に関する法 害防止総合対策の調査 害防止総合対策の研究 (4)平成19年法律第 研究を行うとともに、 き行うとともに、当該 134号)に基づき、 当該対策が有効なもの 対策が有効なものとな
特別措置に関する法 害防止総合対策の調査 害防止総合対策の研究 律(平成19年法律第 研究を行うとともに、 を行うとともに、当該 134号)に基づき、 当該対策が有効なもの 対策が有効なものとな
律(平成19年法律第 研究を行うとともに、 を行うとともに、当該 134号)に基づき、 当該対策が有効なもの 対策が有効なものとな
134号)に基づき、 当該対策が有効なもの 対策が有効なものとな
甲及び乙が策定する となるよう取組を実施 るよう取組を実施する。
被害防止計画に定め する。 (3)その他鳥獣害防山
た鳥獣害防止対策を (3)その他鳥獣害防止 に資する取組を実施す
総合的に進める。 に資する取組を実施す る。
ప .
地産地消・販 農林水産物の消費拡 (1)住民及び団体等と (1)住民及び団体等と
路開拓の推進 大を図るため、地産 の連携を図りつつ、乙 の連携を図りつつ、甲
地消及び販路開拓を と地産地消、情報発信 と地産地消、情報発信
推進する。 等に関する情報交換等 等に関する情報交換等
を実施する。を実施する。
(2)乙と共同して地産 (2)甲と共同して地産
地消及び情報発信等の地消及び情報発信等の
研究等を行うとともに、当研究等を行うとともに、当
該事業が有効なものと 該事業が有効なものと
なるよう取組を実施すなるよう取組を実施す
る。 る。
(3)その他地産地消及 (3)その他地産地消及
び販路開拓の推進に資び販路開拓の推進に資
する取組を実施する。 する取組を実施する。
農業情報ネッ 農業に関する情報の (1)乙と農業に関する (1)甲と農業に関する
トワークの構 共有、研修・講習会 情報を共有するととも 情報を共有するととも
築 等の開催等により、 に、研修・講習会等の に、研修・講習会等の
農業情報ネットワー 開催等の必要な事業を 事業を共同して実施す
クを構築する。 実施する。 る。
(2)その他農業情報ネ (2)その他農業情報オ
ットワークの構築に資 ットワークの構築に資
する取組を実施する。 する取組を実施する。

産業	森林病害虫被	森林病害虫による森	(1)住民及び団体等と	(1)住民乃が団体等レ
上 上 上 振興			,	(1)住民及び団体等と
	害防止対策	林被害を防止するた	連携を図りつつ、乙と	連携を図りつつ、甲と
(続き)		め、森林病害虫等防	森林病害虫被害に関す	森林病害虫被害に関す
		除法(昭和25年法律	る情報交換等を実施す	る情報交換等を実施す
		第 53 号) に基づき、	る。	る。
		森林病害虫被害防止	(2)乙と共同して森林	(2)甲と共同して森林
		対策を進める。	病害虫被害防止対策の	病害虫被害防止対策の
			研究を行うとともに、	研究を行うとともに、
			当該対策が有効なもの	当該対策が有効なもの
			となるような取組を実	となるような取組を実
			施する。	施する。
			(3)その他森林病害虫	(3)その他森林病害虫
			被害防止に資する取組	被害防止に資する取組
			を実施する。	を実施する。
	広域的観光の	観光地をネットワー	(1)広域的観光に関す	(1)甲への情報提供等
	推進	ク化した周遊観光ル	る情報の集約及び乙と	を実施する。
		ートの発掘等の実施、	の調整等を実施する。	(2)甲と共同して広域
		地域産業と連携した	(2)乙と共同して広域	的観光の推進に必要な
		地域経済の活性化及	的観光の推進に必要な	事業を実施する。
		び誘客増加のための	事業を実施する。	(3)その他広域的観光
		取組等により、広域	(3)その他広域的観光	の推進に資する取組を
		的観光を推進する。	の推進に資する取組を	実施する。
			実施する。	
環境	循環型社会の	循環型社会の構築に	(1)事業の実施のため	(1)甲への情報提供等
	構築	向け、情報の共有化	に必要となる情報の集	を実施する。
		を図り、環境に関連	約及び乙との調整等を	(2)甲と共同して循環
		する活動を連携して	実施する。	型社会の構築のために
		実施する。	(2)乙と共同して循環	必要な事業を実施する。
			型社会の構築のために	(3)その他循環型社会
			必要な事業を実施する。	の構築に資する取組を
			(3)その他循環型社会	実施する。
			の構築に資する取組を	
			実施する。	
	<u> </u>			

防災	広域防災体制	災害時に必要な情報	(1)防災に係る情報の	(1)甲への情報提供及
	の整備と強化	の共有、迅速な対応	取りまとめ及び提供並	び応援体制の確立に向
		を図るための応援体	びに応援体制の調整を	けた取組を実施する。
		制の確立等により、	実施する。	(2)その他広域防災体
		広域防災体制の整備	(2)その他広域防災体	制の整備と強化に資す
		と強化を図る。	制の整備と強化に資す	る取組を実施する。
			る取組を実施する。	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			

2 結びつきやネットワークの強化

2 Mp C				
地域	地域公共交通	地域公共交通のあり	(1)乙と共同して地域	(1)甲と共同して地域
公共	ネットワーク	方に関する調査検	公共交通ネットワーク	公共交通ネットワーク
交通	の構築	討、公共交通の確保	の構築に取り組む。	の構築に取り組む。
		のために必要な事業	(2)乙及び関係機関と	(2)その他地域公共交
		の実施等により、地	の総合的な連絡調整を	通ネットワークの構築
		域公共交通ネットワ	行う。	に資する取組を実施す
		ークを構築する。	(3)その他地域公共交	る。
			通ネットワークの構築	
			に資する取組を実施す	
			る。	
情報	情報化の推進	コンピュータシステ	(1)乙と共同して情報	(1)甲とともに情報化
		ムの共同利用・共同	化の推進のために必要	の推進のために必要な
		開発等により、情報	な事業を実施する。	事業を実施する。
		化の推進を図る。	(2)その他情報化の推	(2)その他情報化の推
			進に資する取組を実施	進に資する取組を実施
			する。	する。
定住	定住促進及び	都市部を対象とした	(1)事業実施のために	(1)甲への情報提供等
促進·	交流推進	就労・就農・住宅情	必要となる情報の集約	を実施する。
交流		報の提供、ホームペ	及び乙との調整等を実	(2)甲と共同して定住
推進		ージ等による情報発	施する。	促進及び交流推進のた
		信等により、定住促	(2)乙と共同して定住	めに必要な事業を実施
		進及び交流推進を図	促進及び交流推進のた	する。
		る。	めに必要な事業を実施	(3)その他定住促進及
			する。	び交流推進に資する取
			(3)その他定住促進及	組を実施する。
			び交流推進に資する取	
			組を実施する。	

社会	社会教育施設	施設情報や開催行事	(1)文化・スポーツ施	(1)文化・スポーツ施
教育	の広域的活用	の情報を共有し、住	設等の施設情報及び文	設等の施設情報及び文
		民に提供すること等	化・スポーツ活動等に	化・スポーツ活動等に
		により、文化・スポ	関する情報の提供を受	関する情報を甲へ提供
		ーツ施設等の社会教	け、乙及び住民等に周	するとともに、甲から
		育施設の広域的活用	知する。	提供された情報を住民
		及び文化・スポーツ	(2)その他社会教育施	等へ周知する。
		活動の活性化を図る。	設の広域的活用及び文	(2)その他社会教育施
			化・スポーツ活動の活	設の広域的活用及び文
			性化に資する取組を実	化・スポーツ活動の活
			施する。	性化に資する取組を実
				施する。

3 圏域マネジメント能力の強化

人材	合同専門研修	職員研修の合同実	(1)職務に係る専門研	(1)合同専門研修の企
育成	及び人事交流	施、職員人事交流等	修又は定住自立圏の取	画立案及び運営に協力
		により、職員の人材	組を推進するための研	するとともに、職員を
		育成を図る。	修を行うに際し、乙の職	参加させる。
			員に当該研修への参加	(2)必要に応じて職員
			の機会を設ける。	の派遣、受入れ及び人
			(2)乙の求めに応じて	事交流を行う。
			職員の人事交流及び派	(3)その他職員の人材
			遣研修を実施する。	育成に資する取組を実
			(3)その他職員の人材	施する。
			育成に資する取組を実	
			施する。	

佐久地域定住自立圏共生ビジョン (案)

佐 久 市

目 次

第1章	佐久地域定住自立圏の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
第2章	ビジョンの概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
第3章	佐久地域定住自立圏の将来像	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
第4章	佐久地域定住自立圏の基本的事	項		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
第 5 章	定住自立圏形成協定に基づき推	進	す	る	苜	体	的	取	IJ	組	み							1	0

第1章 佐久地域定住自立圏の概要

1 定住自立圏の目的

人口減少・少子高齢化社会を迎えるにあたり、佐久圏域が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域として存続できるよう、圏域の市町村が相互に連携・協力し、圏域全体の生活機能の強化等に取り組むことにより、佐久圏域の定住人口の確保と地域の活性化を図ります。

2 定住自立圏の名称

佐久地域定住自立圏

3 構成市町村

佐久市(中心市) 小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相 木村、軽井沢町、御代田町、立科町 (12市町村)

中心市:国の定住自立圏構想推進要綱に定める要件(人口5万人程度以上、昼間人口が 夜間人口の1倍以上)を満たす市であり、佐久地域では佐久市が該当します。

4 連携分野

定住自立圏では、中心市と各市町村との間で締結した「定住自立圏形成協定」に基づき、構成市町村が相互に連携・協力して、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」に取り組みます。

(佐久地域定住自立圏において連携する分野)

政策分野	施策分野	取組項目					
	保健·医療	地域医療の環境整備、住民の健康増進、自殺対策					
	福祉	病児・病後児保育の広域化、発達障がい児の支援体制の確立					
4 7 44 45 0	学校教育	不登校児童生徒等の支援体制の充実					
生活機能の	産業振興	鳥獣害防止総合対策、地産地消・販路開拓の推進、農業情報ネット					
強化	性未 派與	ワークの構築、森林病害虫被害防止対策、広域的観光の推進					
	環境	循環型社会の構築					
	防災	広域防災体制の整備と強化					
4+ 2× 0 + 4	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築					
結びつきや	情報	情報化の推進					
ネットワーク の強化	定住促進·交流推進	定住促進及び交流推進					
Vが出行 	社会教育	社会教育施設の広域的活用					
圏域マネシ゚メン ト能力の強化	人材育成	合同専門研修及び人事交流					

連携する分野は、今後、追加協定を締結することにより増えていきます。

市町村によって、協定を締結しない取組項目があります。(市町村別の協定締結項目については、9ページを参照)

第2章 ビジョンの概要

1 ビジョンの目的

定住自立圏により目指すべき地域の将来像や、各市町村と締結した「定住自立圏形成協定」に基づいて実施される具体的な事項等を明らかにし、佐久地域定住自立圏の全体像を示すため、中心市である佐久市において「佐久地域定住自立圏共生ビジョン」を策定します。

2 ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

3 ビジョンの変更

定住自立圏は、中心市と関係市町村との1対1の協定により、様々な分野において連携することが可能です。

今後、定住自立圏を推進する中で、協定を締結していない施策分野や取組項目においても、 連携することにより効果的・効率的な施策展開が図られるものについては、積極的に追加協 定を締結し、定住自立圏に取り込んでいくことが望ましく、こうした定住自立圏の取り組み の拡大に対応できるよう、本ビジョンは、毎年度所要の見直しを行うこととします。

第3章 佐久地域定住自立圏の将来像

1 定住に適した佐久地域

佐久地域は、長野県の東部に位置し、千曲川が地域の中央を南から北に流れ、浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山など雄大な山並みに囲まれた美しい高原エリアです。

気候は冷涼で、晴天率が高く、さわやかな晴れの日が多いことが特徴です。滝が凍りつくことで有名な三滝山の三滝(北相木村)に代表されるように、真冬の寒さは厳しいものがありますが、積雪量は少ない地域です。

また、佐久地域は、美味しい農畜産物の宝庫でもあり、川上村や南牧村は全国有数の高原野菜の生産地であるほか、「五郎兵衛米」(佐久市)や「蓼科山麓豚・蓼科牛」(立科町、佐久市)をはじめ、農畜産物のブランド化が進んでいます。

江戸時代には、中山道や北国街道、佐久甲州道が多くの人々に利用され、追分宿(軽井沢町)、小田井宿(御代田町)、望月宿(佐久市)、芦田宿(立科町)、小諸宿(小諸市)、海野宿(東御市)などの数多くの宿場が賑わいをみせました。現在もその街並みが残されるとともに、小諸城址懐古園、小諸城大手門(小諸市)や龍岡城五稜郭(佐久市)などの文化財・史跡も多く、歴史的に文化と交流に富んだ地域です。

近年は、長野新幹線や上信越自動車道の開通により、佐久地域から首都圏等へのアクセスが飛躍的に向上しました。今後はさらに、長野新幹線の北陸地方への延伸が平成26年度末に予定されているほか、平成22年度末に一部開通した中部横断自動車道も、佐久南インターチェンジ以南の建設が進んでおり、高速交通網の結節点となる佐久地域は、産業・交流の拠点として一層の発展が期待されます。

観光面では、県内では最も観光客が多く訪れ、世界的にも有名な軽井沢(軽井沢町)を筆頭に、白樺湖(立科町) 高峰高原(小諸市) 湯の丸高原(東御市) 野辺山高原(南牧村) 八千穂高原(佐久穂町) 松原湖(小海町)など、佐久地域は、豊かな自然に恵まれた観光名所にあふれています。

地域の医療は、浅間総合病院(佐久市) 佐久総合病院(佐久市) 川西赤十字病院(佐久市) 小諸厚生総合病院(小諸市) 東御市民病院(東御市)佐久総合病院小海分院(小海町) 千曲病院(佐久穂町) 軽井沢病院(軽井沢町) をはじめ、病院・診療所が数多く、また医師会・歯科医師会との連携により病病連携や病診連携が進んでおり、恵まれた医療環境にあります。今後、佐久総合病院の再構築により、広域的な高度医療・救命救急を担う佐久医療センターの建設が予定されており、地域の医療環境はますます充実されます。

また、新生児訪問事業(佐久市) 療育支援事業(佐久市) 18歳(到達後年度末)までの医療費無料化(小海町、川上村、北相木村)第3子以降の保育料無料化(南相木村)など、各市町村において母子保健や子育て支援施策が充実しており、佐久地域は、子育てをしやすい地域でもあります。

こうしたことから、佐久地域は、自然や気候、様々な資源などに恵まれた暮らしやすい地域であり、定住に適した地域と言えます。

2 人口減少・少子高齢社会を迎えて

佐久地域定住自立圏域における総人口は、244,420人(H22)で、5年前の245,726人(H17)と比較して、1,306人減少しました。

また、高齢化率は 26.2% (H22)となり、5年前の 24.2% (H17)と比較して、2ポイント上昇しました。

このように、圏域全体では人口減少・少子高齢化が進んでいる状況にあり、それに伴い、 地域活力の減退や、交通弱者、買い物弱者等の増加、集落の維持存続の限界などが懸念され ており、各市町村の状況に対応しつつ、市町村間の連携・協力により圏域全体として行政サ ービスの向上を図ることが必要となっています。

そのような中で、地域医療の確保や地域公共交通の確保といった課題は、圏域市町村が抱える共通の課題であるとともに、圏域全体で考えるべき課題でもあり、圏域市町村が連携して課題の解決に取り組むことが効果的・効率的です。

定住自立圏による取り組みを通して、圏域市町村がさらに連携と協力を深めながら、より住みやすく安心して暮らせる佐久地域を創造します。

(表 佐久地域定住自立圏域の人口)

3 中心市としての佐久市

平成9年の長野新幹線佐久平駅の開業に伴い、佐久平駅周辺への商業集積が進むとともに、 他地域からの人口流入により、佐久平駅周辺エリアは、佐久地域を代表する中心拠点へと発 展しました。

また、平成17年の市町村合併により、佐久市の人口は10万人を超え、現在、圏域人口の41.1% (H22)を占めています。

佐久地域全体において医療機関が数多くある中でも、佐久市は、浅間総合病院、佐久総合病院、川西赤十字病院の3つの公的な総合病院をもつとともに、減塩運動などに見られる積極的な保健活動の展開により、「健康長寿都市」、「保健・医療が充実したまち」として、全国的にも知名度が高くなっています。

さらに佐久市では、健康長寿都市としての素地を生かし、市民が共同で健康を支えあう社会の創造を目指して「世界最高健康都市構想」を進めているほか、平成25年度には、佐久総合病院佐久医療センターの開院が予定されており、圏域の保健・医療の中心的機能を担う都市としての役割は、今後ますます高まることとなります。

また、佐久平駅近くの3万平米以上の市有地を活用し、子どもたちが自由に遊べる広場、

市内外の交流が生まれる広場として「市民交流ひろば」を建設する予定であるほか、佐久市 平賀地区には、スポーツ交流の拠点として、マレットゴルフ場、陸上・サッカー競技場、野 球場を備える「佐久総合運動公園」の整備を進めており、いずれの施設も、圏域屈指の大型 広場、運動公園として、交流人口の創出に寄与するものとなります。

このように、佐久市においては、佐久地域の中心都市として、圏域の保健・医療・福祉の拠点、スポーツや子育てを通した新たな交流の拠点を創出するなど、「中心市たる」まちづくりを進めるほか、定住自立圏による取り組みにおいても、圏域全体のマネジメントを行うなど、中心市としての役割を積極的に果たし、佐久地域全体の発展のために尽力します。

4 交流人口で賑わう北部エリア ~ 小諸市、東御市、北佐久郡~

佐久地域定住自立圏の北部に位置する小諸市、東御市、北佐久郡には、有名な観光名所が 多く、観光旅行者や中長期滞在者が多く訪れるエリアです。

世界の保健休養地としても名高い軽井沢は、年間約776万人(H22)の方が訪れ、平成22年において長野県内で最も多くの人が訪れた観光地であり、第2位の善光寺(長野市)の609万人と比較しても150万人以上の大きな開きがあります。

また、立科町の白樺湖も、約 175 万人 (H22) が訪れる観光名所であり、県内では8番目に利用者が多い観光地となっています。

さらに、懐古園(小諸市)には約64万人(H22) 蓼科牧場(立科町)には約63万人、高峰高原(小諸市)には55万人(H22) 東御市の湯の丸高原には52万人(H22)の方が訪れているほか、佐久市においても市の北部に位置する平尾山公園には57万人(H22)の方が訪れており、いずれも佐久地域を代表する観光名所となっています。

このように、北部ゾーンは、佐久地域の交流人口創出の拠点としての機能を持っており、 定住自立圏においては、これらの観光名所を起点とし、中心市における各交流拠点との連携 や、小海線等を利用した野辺山高原や八千穂高原、松原湖などの南部ゾーンの観光名所との 相互誘客など、圏域内での滞在型観光の創出につなげていくことが求められおり、定住自立 圏において積極的に交流人口の創出に取り組みます。

(表 佐久地域定住自立圏の観光地利用状況)

5 スローライフ(注1)に適する南部エリア ~ 南佐久郡~

佐久地域定住自立圏の南部に位置する南佐久郡は、都市部のけん騒を離れて、自然ととも に穏やかに暮らすことのできる地域にあふれるエリアです。

このエリアの基幹産業は農業であり、エリアの農業生産額 224 億 3 千万円 (H18) は、圏域全体の農業生産額 494 億 5 千万円 (H18) のおよそ 4 5 %を占めています。

各市町村においては、農業への就農促進や定住促進などに力を入れて取り組んでおり、圏域全体での地産地消の推進により各地域の農業を支えていくことや、小諸市の「こもろはす (注2)」に代表される北部エリアや佐久市の取り組みとも連携して圏域全体で定住促進を図るなど、定住自立圏においても定住促進や農業振興などに連携して取り組みます。

また、比較的小規模な町村が多いこのエリアにおいては、専門職員の配置など、市町村単独では非効率な場合もあり、定住自立圏により中心市等と共同して事業を実施することにより、必要な生活機能の確保や住民福祉の向上を図ります。

- 注 1 時間に追われずに、ゆっくりと過ごす生活スタイル。人生をゆったり楽しもうという 考え方。田舎暮らし、地産地消、スローフード(ファーストフードの反対の意味)、歩 行・自転車利用などに絡めて使われることが多い。
- 注 2 健康と環境に配慮した持続可能な社会をめざす暮らし = ロハス(LOHAS: Lifestyles Of Health And Sustainability の頭文字をとった造語)を目指す小諸市の取り組み
- (表 佐久地域定住自立圏の農業生産額)

6 人と環境にやさしく、災害に強い圏域へ

佐久地域は、晴天率が高く太陽光発電に適した地であり、また、ほとんどの水道水を地下水と湧水を水源とし、安心安全かつおいしい水を享受できる恵まれた水環境にあります。この恵まれた環境を生かしながら、太陽光発電の普及等により地域の自然エネルギー自給率を向上させることや、地下水等水資源の保全を図ることが、地域の共通した課題となっています。この佐久地域をより環境にやさしい循環型社会に変えていくことは、1市町村のみでできることではありません。

また、子どもが健やかに育つ環境づくりという点でも、不登校児童生徒や発達障がい児の支援など、様々な悩みや問題を抱える子どもの育ちを圏域全体で支えあうことが重要です。

さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、防災体制の見直し強化が求められており、この課題も1市町村だけでなく、圏域の市町村が連携して、大規模災害に備える必要があります。

環境、子育て支援、防災など、圏域全体で取り組むべき課題に対しても、定住自立圏により積極的に対応します。

7 定住自立圏という新しい「絆」

定住自立圏という新しい広域連携の手段を得た佐久地域においては、中心市や各エリアの特徴に応じて適切に役割分担をしながら連携を図るとともに、圏域全体の課題に対しては相互に協力して課題の解決に取り組みます。これにより、人口減少社会・少子高齢社会の中にあっても、地域の医療や交通をはじめとする必要な生活機能が確保され、様々なライフスタイルを選択することができ、交流や賑わいのある活気あふれる圏域を創造します。定住自立圏の名にふさわしい、持続可能な定住圏、すべての圏域住民がいつまでも安心して暮らせる定住圏を目指します。

また、定住自立圏の取り組みは、単に市町村という行政機関の連携には終わりません。市町村間の人事交流や合同研修を通じて、圏域の市町村職員は、互いに切磋琢磨しスキルアップに努めるととともに、交流を深めながら相互の信頼関係を育み、新しい人の「絆」によって、圏域の活性化のために知恵を出し合い、力を合わせます。

さらには、定住自立圏の取り組みが進むに連れ、圏域全体の結びつきやネットワークが強化されることにより、圏域住民の交流や連帯感も生まれます。佐久地域に誇りと愛着をもって暮らしている圏域住民が新しい「絆」でつながり、互いに支え合い協力し合いながら、定住自立圏を創造していくことを目指します。

第4章 佐久地域定住自立圏の基本的事項

定住自立圏形成協定(佐久地域定住自立圏の形成に関する協定)において、佐久地域定住自立圏に関する基本的事項を次のとおり定めています。

1 基本方針

中心市と関係市町村は、定住自立圏の取り組みにおいて、相互に連携を図り、共同し、補完しあいます。

2 事務執行に当たっての協力・費用負担

- (1)中心市と関係市町村は役割分担し、協力して事務の執行に当たります。
- (2)必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担します。
- (3)事務の執行・費用負担に関する必要な事項は、必要な都度、中心市と関係市町村が協議して定めることとします。

3 協定の変更・廃止

- (1)協定の変更は、中心市と関係市町村が協議の上、議会の議決を経て行います。
- (2)中心市又は関係市町村が協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経て、その旨を他方に通告します。

4 疑義の解決

疑義が生じた場合は、中心市と関係市町村が協議して定めることとします。

5 連携して取り組む事項(市町村別協定締結項目)

(・・・・締結項目 - ...非締結項目)

								•					-
政策 分野	施鄉分野	取招客項	小豬市	東御市	小海町	佐久錦町	川上村	南林村	海根水村	北相木村	经并决町	御代田町	立斜町
生活機能 の強化	保健·医療	地域医療の環境 製備	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		住民の健康増進	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
		自殺対策	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	福祉	病児病後児保育 の広域化	0	-	0	0	-	0	0 0 0		0	0	
		発達障害児の 支援体制の確立	-	-	0	0	-	0	0	0	0	0	0
	学粒較育	不登較児童生徒 等の支援体制の 充実	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	度革振興	鳥獸害防止総合 対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		地産地消・販路間 帯の機進	0	0	٥	0	-	0	0	0	0	0	0
		農業情報ネット ワークの構築	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0
		森林病害虫被害 防止対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		広域的観光の推 進	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	環境	循環型社会の構 祭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	筋災	広域防災体制的 整備と強化	0	0	0	0	٥	0	0	0	0	0	0
結びつき やキット ワークの 強化	地域公共交 適	地域公共交通キットワークの構築	0	0	0	0	0	0	-	0	0	٥	0
	情報	情報的力推進	0	-	0	0	0 0 0 0		0	0	0	0	
	定住促進· 交流推進	定住促進及び交 消推進	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
	社会教育	社会教育施設の 広域的活用	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
圏域はゲ が設力 の強化	人財育版	合同専門研修及 び人事交流	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第5章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組み

定住自立圏形成協定の協定内容と協定に基づいて実施する事業について掲載しています。 なお、平成24年度の事業費が「0」のものは、予算措置は伴わないが調査検討等の事業を実 施するものです。また、事業費が「-」のものは、事業費が未定のものです。

1 生活機能の強化に係る政策分野

(1)保健・医療

ア 地域医療の環境整備

(協定の内容)

	地域医療体制に関する研究・検討を進め、体制の整備等に対する必						
取組の内容	要な支援等を実施すること、地域住民と医療機関との良好な関係を研						
以組の内合	究し、圏域住民及び関係機関等への周知・啓発等を実施すること等に						
	より、地域医療の環境整備を推進する。						
	・休日小児科急病診療センター及び平日夜間急病診療センターを設置						
	し、管理する。						
	・地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。						
佐久市の役割	・休日救急歯科診療所の開設を支援する。						
	・関係市町村と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。						
	・関係市町村と共同して地域住民等への啓発等を行う。						
	・その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。						
	・地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。						
関係市町村の	・佐久市と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。						
役 割	・佐久市と共同して地域住民等への啓発等を行う。						
	・その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。						

(取組む事業)

事	業	名	休日小児	木日小児科急病診療センター運営委託事業							
実	施主	体	佐久市								
月月 4	関係市町村名		小諸市、	小海町、1	左久穂町、	川上村、	南牧村、ī	南相木村、	北相木村、		
送门	か ロ 町 作	y 1 <u>1</u>	軽井沢町	、御代田田	町、立科町	J					
			休日に	おける小	児科の急症	影療に対	応するため	め、佐久医	師会の協力		
事	業概	要	により、	浅間総合症	病院内に「	佐久地域的	休日小児科	料診療セン	ター」を設		
			置する。								
rt:		果	日曜・礼	児日におり	1て、小児科	料診療を安	心して受	診すること	こができる。		
成		未									
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
事	業	費	事業費	2 564	2,730	2,564	2,398	2,564	12,820		
			(千円)	2,564	2,730	2,304	2,390	2,304	12,020		

業	É	名	佐久	地域	平日夜間	急病診療も	zンター運	営委託事:	業		
施	主	体	佐久	佐久市							
即场市町村夕			小諸	市、	小海町、1	左久穂町、	川上村、	南牧村、i	南相木村、	北相木村、	
ו ווו לל	ግ ሀ ጥህ	1 1	軽井	沢町	、御代田田	町、立科町	J				
			平	日夜	間における	る内科の急	息病診療に	対応する	ため、佐久	市医師会の	
業	概	要	協力	協力により、浅間総合病院内に「佐久地域平日夜間急病診療センター」							
			を設	置す	る。						
			平	日夜	間におい	て内科診療	を安心し	て受診す	ることがて	ごきる 。	
		果									
						I		T	1	I	
		年	度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
業	É	費	事業	費	12 051	10 007	10 007	12 024	10 007	64 426	
	-		(千月	円)	12,651	12,007	12,007	12,924	12,007	64,436	
	施	系市町村	施主体系市町村名業概要果	施 主 体 佐久 孫市町村名 業 概 要 協 来 の	施 主 体 佐久市 「京市町村名 中田村名 中田村田 中田村田 中田村田 中田村田 中田村田 中田村田 中田	施 主 体 佐久市 「「「「「「「「」」」」」」 「「「」」」 「「」 「「 「「」 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「「 「 「	施主体 佐久市	施 主 体 佐久市 「小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、軽井沢町、御代田町、立科町 平日夜間における内科の急病診療に協力により、浅間総合病院内に「佐久地を設置する。 平日夜間において内科診療を安心し 果 「年 度 24 25 26 事業費 12,851 12,887 12,887	施 主 体 佐久市	施 主 体 佐久市 「小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 平日夜間における内科の急病診療に対応するため、佐久協力により、浅間総合病院内に「佐久地域平日夜間急病診療を設置する。 平日夜間において内科診療を安心して受診することがで果 「年度2425 25262728	

事	業	名	休日救急	休日救急歯科診療所開設支援事業							
実	施主	体	佐久市	佐久市							
関	系市町村	名	小海町、	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村							
事	業概	要	佐久歯 る。	佐久歯科医師会による休日救急歯科診療所の開設・運営を支援す る。							
成		果		歯科の急病に際し、より速やかに安心して治療を受けることができ るようになる。							
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
事	業	費	事業費 (千円)	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	24,500		

事	業	名	在宅	在宅当番医事業							
実	施主	体	佐久	佐久市							
関	系市町	村名	小海	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村							
事	業概	: 要	休	日に	おける緊急	急患者の診	診療を、佐:	久医師会の	協力によ	り、在宅当	
 	末 仏	. 女	番医	制で	行う。						
成		果	休日	にお	ける急患の	の診療を医	医療機関が	在宅当番	医制で行う	ことで、安	
11X.		木	心して医療を受けることができる。								
			年	度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業		4,389	4,488	4,422	4,488	4,422	22,209	
			(千)	円)				·		,	

事	業	名	上手な医	療機関の変	かかり方等	ううこう きょうしょう ちょうしょう かいまた ちょう かいまた ちょう かいまた ちょう かいま ままり ままり ままり ままり ままり きょう かいまり かいまり きょう かいまり きょう かいまり きょう かいまり かいまり かいまい きょう かいまい しょう はいまい きょう はいまい きょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう し	発活動事業				
実	施主	/ ★	佐久市、	小諸市、八	小海町、佐	久穂町、	川上村、南	19牧村、南	相木村、北		
天	ル 土	144	相木村、	相木村、軽井沢町、御代田町、立科町							
関係市町村名 上記と同じ											
			かかり	つけ医を	もつことな	なび受診マ	ナーに関す	するポスタ	アー・リーフ		
事	= 2 ¥ +07		レット等	を作成・酉	記布し、関	係機関・	各戸・乳幼]児の保護	者等への周		
 	業概	要	知啓発を	行うとと	もに、上手	な医療機関	関のかかり	方等に関	する講演会		
			等の啓発	事業を行	う 。						
			救急病	院においっ	て、休日や	夜間の一次	欠医療の受	診が必要	以上に増加		
			しないこ	しないことにより、事故や重度の救急患者の受入れがより円滑になる							
成		果	とともに	とともに、医師等の負担の軽減につながる。							
			また、	乳幼児の体	ҍ調が急に	変化した	場合に、保	農護者が慌	てずに対処		
			すること	ができる。							
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
事	業	費	事業費	0	700	0	982	0	1,682		
			(千円)	U	700	U	902	U	1,002		

イ 住民の健康増進

(協定の内容)

取組の内容	医療機関と連携した、特定健康診査の受診率の向上と保健指導等に					
以組の内合	より、住民の健康増進を図る。					
	・関係市町村と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の					
佐久市の役割	句上対策及び保健指導等を実施する。					
	・その他住民の健康増進に資する取組を実施する。					
即を士町せる	・佐久市と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上					
関係市町村の	対策及び保健指導等を実施する。					
役 割	・その他住民の健康増進に資する取組を実施する。					

(取組む事業)

事	業	名	特定健康診査推進事業							
実	施主	体	佐久市、	小諸市、勇	東御市、小	海町、佐	久穂町、川	上村、南	相木村、北	
天			相木村、	軽井沢町、	立科町					
関何	係市町村	名	上記と同	じ						
事	業概	=	特定健	康診査に	相当する検	食查結果書	の発行に	関して、各	医師会と圏	
→	未「「「「「」」	要	域市町村	と連携す	ることによ	り、受診	率の向上を	を図る。		
成		果	特定健	康診査受	診率の向上	と保健指	導の充実7	が図られる) ₀	
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	0					0	
			(千円)	U	-	-	-	-	U	

ウ 自殺対策

(協定の内容)

取組の内容	啓発活動、相談体制の充実等により、自殺対策を推進する。						
	・関係市町村と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施						
佐久市の役割	する。						
	・その他自殺対策に資する取組を実施する。						
関係市町村の							

(取組む事業)

事	業	名	自殺対策	自殺対策事業					
実	施主	/★	佐久市、	小諸市、/	小海町、佐	久穂町、	川上村、南	牧村、南	相木村、北
天	天 ル エ	744	相木村、	軽井沢町、	御代田町	丁、立科町			
関何	係市町村	1名	上記と同	じ					
=	기17 TO.1		自殺の	問題に対	する理解を	E深めるた	めの啓発済	舌動、ゲー	トキーパー
事	業概	要	の養成及	び相談事	業等自殺を	医防ぐため	の事業を行	うう。	
+		m	相談し	やすい体質	制や人にな	っさしい環	境をつく	ることで、	自殺要因の
成		果	減少若し	くは軽減	が図られ、	自殺者数	の減少が類	期待できる	,)
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	費	事業費	940	3,080	605	900	3,080	8,565
			(千円)	940	3,000	003	900	3,000	0,303

(2)福祉

ア 病児・病後児保育の広域化

(協定の内容)

取組の内容	子育て環境の充実のため、広域的な病児・病後児保育事業等を実施
-X ME 02 1 H	する。
	・病児・病後児保育事業の実施に必要な施設及び人員の確保等を行う。
 佐久市の役割	・関係市町村の住民に係る病児・病後児保育事業の実施に必要な事務
佐久川の役割	を行う。
	・その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。
間に 士 mT H の	・佐久市と協議の上、病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行
関係市町村の	う。
役 割	・その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。

(取組む事業)

事	業	名	病児・病	後児保育の	の広域化事	業					
実	施主	体	佐久市	佐久市							
BB /	¥ mT ±	·+ 47	小諸市、	小海町、1	左久穂町、	南牧村、	南相木村、	北相木村	t.		
关]]	系市町村	'Y L	軽井沢町	、御代田田	町、立科町	Ţ					
			児童が	病気の治療	寮中又は回	1復期にあ	り、集団の	保育が適当	でなく、か		
事	業概	要	つ、保護	つ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない場合に、							
			その児童	を一時的	に預かる事	罫業を実施	する。				
成		果	子育て	支援サー	ビス機能の)向上によ	り、保護者	がの子育て	と就労等の		
11X.		木	両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与する。								
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
事	業	費	事業費	12,430	12,430	12,430	12,430	12,430	62,150		
			(千円)	12,430	12,430	12,430	12,430	12,430	02,130		

イ 発達障がい児の支援体制の確立

(協定の内容)

	障がい児担当職員のスキルアップを図るための研修及び講演会の					
取組の内容	開催等を実施すること等により、発達障がい児の支援体制の確立					
	る。					
た りまの知動	・研修会及び講演会等の事業を実施する。					
佐久市の役割	・その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。					
関係市町村の	・佐久市が実施する事業に共同して取組む。					
役 割	・その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。					

(取組む事業)

事	業	名	障がい児発達支援事業						
実	施主	体	佐久市						
月月 4	関係市町村名		小海町、	佐久穂町、	南牧村、	南相木村、	北相木村	大軽井沢	町、御代田
沃川	ያነ በ ጠ ሀ ሊ	7 7	町、立科	囲丁					
			障がい	児担当職	員のスキノ	レアップ及	び児童の	発達に関	わる者の理
事	事業概要解促進を図るため、発達支援に関する講演会・研修会等を開催す						開催すると		
			ともに、	サポート	ブックを作	F成する。			
			障がい	児の療育	・保育を行	う職員に	求められる	る知識技能	(の向上や、
成		果	発達障が	いに対する	る関係者の)理解が深	まり、より	適切な障	がい児支援
			が図られ	る。					
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	費	事業費	€費 4.045	0.005	0.005	4 045	0.005	40.045
			(千円)	4,815	3,095	3,095	4,815	3,095	18,915

(3)学校教育

ア 不登校児童生徒等の支援体制の充実

(協定の内容)

取組の内容	不登校児童生徒等の支援に関する情報の共有、交換等により、不登
以 組 の 内 谷	校児童生徒等の支援体制の充実を図る。
	・当該年度に実施する事業内容の調整等を行い、事業計画を取りまと
	める。
佐久市の役割	・事業計画に基づき事業を実施する。
	・その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施す
	る 。
	・佐久市が行う調査等への回答及び具体的な取組における各業務の分
関係市町村の	担を行う。
役 割	・その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施す
	る。

(取組む事業)

事	業	名	不登校児	不登校児童生徒等支援に関する研究・情報交換会の開催						
実	施主	休	佐久市、	小諸市、八	小海町、佐	E久穂町、	南牧村、南	南相木村、	北相木村、	
~	1) E	144	軽井沢町	、御代田田	盯、立科町	Ţ				
関化	系市町村	名	上記と同	じ						
=	717 102		不登校	児童生徒Ⅰ	こ係わる柞	談員を対	象とした	研究・情報	交換会を開	
事	業概	要	催する。							
成		Ħ	不登校	児童生徒等	等に対して	て、より効:	果的な相談	炎・支援を	個々の状況	
DX.		果	に応じて	実施する	ことができ	き る。				
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業費	費	事業費	0					0	
			(千円)	U		-	-	-	0	

平成24年度は、研究・情報交換会を開催する。

(4)産業振興

ア 鳥獣害防止総合対策

(協定の内容)

	有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、鳥獣による農林水
	産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19
取組の内容	年法律第134号)に基づき、甲及び乙が策定する被害防止計画に定
	めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。
	・住民及び団体等と連携を図りつつ、関係市町村と鳥獣害に関する情
	報交換等を実施する。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して鳥獣被害防止総合対策の調査研究を行うとと
	もに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。
	・その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。
	・住民及び団体等と連携を図りつつ、佐久市と鳥獣害に関する情報交
 関係市町村の	換等を実施する。
投 割	・佐久市と共同して鳥獣被害防止総合対策の研究を行うとともに、当
以为	該対策が有効となるよう取組を実施する。
	・その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。

(取組む事業)

	り事未り										
事	業	名	鳥獣害防止総合対策事業								
実	施主	体	全市町村								
関	係市町村	扫	上記と同じ								
=	기수 101	#	有害鳥	有害鳥獣による農林業被害を防止するため、関係市町村と連携して							
事	業概	要	対策を実	対策を実施する。							
成		果	関係市	町村が連	携して対策	を実施す	ることに。	より、効率	的な被害防		
13%		*	止を図ることができる。								
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
				佐久市							
				7,389	8,389	8,389	9,389	9,389	42,945		
				小諸市							
				17,402	17,402	17,402	17,402	17,402	87,010		
				東御市							
				1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000		
				小海町							
				-	-	-	-	-	-		
				佐久穂町							
				11,050	12,155	12,155	13,371	13,371	62,102		
				川上村							
事	業	費	事業費	ı	-	ı	-	ı	-		
			(千円)	南牧村							
				42,000	12,000	12,000	12,000	12,000	90,000		
				南相木村							
				ı	-	ı	-	ı	-		
				北相木村							
				ı	-	ı	-	ı	-		
				軽井沢町							
				56,630	57,130	55,930	57,430	57,130	284,250		
				御代田町							
				3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000		
				立科町							
				-	-	-	-	-	-		

イ 地産地消・販路開拓の推進

(協定の内容)

取組の内容	農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び販路開拓を推進す
以 組 の 内 台	る。
	・住民及び団体等との連携を図りつつ、関係市町村と地産地消、情報
	発信等に関する情報交換等を実施する。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとと
	もに、事業が有効なものとなるよう取組を実施する。
	・その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。
	・住民及び団体等との連携を図りつつ、佐久市と地産地消及び情報発
 関係市町村の	信等に関する情報交換等を実施する。
投 割	・佐久市と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うととも
1文 刮	に、事業が有効なものとなるよう取組を実施する。
	・その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。

(取組む事業)

事	業	名	地産地消販路開拓推進事業							
実	実施主体	/ ★	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北							
天	ル エ	一件	相木村、	軽井沢町、	御代田町	丁、立科町				
関化	関係市町村名 上記と同じ									
			生産者	と直売所	等の販売者	舌とのネッ	トワークイ	化を進め、	農産物を融	
事	業概	要	通し合えるシステムを構築するとともに、特産品を広く首都圏等へ情							
			報発信する。							
成		果	農林水	農林水産物の消費拡大と新たな販路の拡大が図られる。						
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	事業	費	事業費	0					0	
			(千円)	U	-	-	_	-	U	

平成24年度は、効果的な事業推進のための調査研究を実施する。

ウ 農業情報ネットワークの構築

(協定の内容)

取組の内容	農業に関する情報の共有、研修・講習会等の開催等により、農業情
以組の内台	報ネットワークを構築する。
	・関係市町村と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会
佐久市の役割	等の開催等の必要な事業を実施する。
	・その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。
関係市町村の	・佐久市と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の
	事業を共同して実施する。
役 割	・その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。

事	業	名	農業情報ネットワーク化構築事業							
+	施主	休	佐久市、	小諸市、勇	東御市、小	海町、佐	久穂町、南	剪牧村、南	相木村、北	
天	ル 土	144	相木村、	軽井沢町、	御代田町	丁、立科町				
関	系市町村	扫	上記と同	じ						
			空き農	地、空きが	拖設、農業	アシスタ	ント・サホ	ペーター等	の農業に関	
事	業概	要	する情報	する情報を共有するとともに、栽培技術等に関する研修会・講習会等						
			を開催す	る。						
成		果	農業者	が農業経営	営に対する	る知識の向	上が図れる	るとともに	、担い手の	
אנו		木	育成、経	育成、経営の規模拡大が円滑に促進する。						
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	0					0	
			(千円)	O	-	-	_	-	U	

平成24年度は、ネットワーク構築に向けた情報共有のための会議を開催する。

工 森林病害虫被害防止対策

(協定の内容)

	森林病害虫による森林被害を防止するため、森林病害虫等防除法
取組の内容	(昭和25年法律第53号)に基づき、森林病害虫被害防止対策を進
	める。
	・住民及び団体等と連携を図りつつ、関係市町村と森林病害虫被害に
	関する情報交換等を実施する。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して森林病害虫被害防止対策の研究を行うととも
	に、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。
	・その他森林病害虫被害防止に資する取組を実施する。
	・住民及び団体等と連携を図りつつ、佐久市と森林病害虫被害に関す
目に t mT t+t の	る情報交換等を実施する。
関係市町村の	・佐久市と共同して森林病害虫被害防止対策の研究を行うとともに、
役 割	当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。
	・その他森林病害虫被害防止に資する取組を実施する。

北加	び争業)								
事	業	名	森林病害	虫被害防」	止対策事業	É			
実	施主	体	全市町村						
関	系市町村	名	上記と同	じ					
事	業概	要		町村と連				 策を実施 ⁻	するととも
成		果	より、効 また、	率的・効勢 関係市町 多くの情報	果的な被害 村で森林#	ቔ防止が図 対害虫被害	られる。 『防止対策	を研究する	することに ることによ 防止対策に
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
				佐久市 25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	125,000
				小諸市 22,108 東御市	22,108	22,108	22,108	22,108	110,540
				10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	51,000
				小海町 -	-	-	-	-	-
				佐久穂町 -	-	-	-	-	-
事	業	費	事業費	川上村 -	-	-	-	-	-
			(千円)	南牧村	-	-	-	-	0
				南相木村	-	-	-	-	-
				北相木村	-	-	-	-	-
				軽井沢町	-	-	-	-	0
				御代田町 4,500	2,400	2,400	2,400	2,400	14,100
				立科町 -	-	-	-	-	-

オ 広域的観光の推進

(協定の内容)

	観光地をネットワーク化した周遊観光ルートの発掘等の実施、地域
取組の内容	産業と連携した地域経済の活性化及び誘客増加のための取組等によ
	り、広域的観光を推進する。
	・広域的観光に関する情報の集約及び関係市町村との調整等を実施す
 佐久市の役割	る。
性人間の反割	・関係市町村と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。
	・その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。
関係市町村の	・佐久市への情報提供等を実施する。
役 割	・佐久市と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。
1又	・その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。

事	業	名	圏域観光	圏域観光連携事業					
実	施主	体	全市町村	全市町村					
関	係市町村	名	上記と同	じ					
事	業概	要	催すると	圏域観光の連携を推進するため、関係市町村との情報共有会議を開催するとともに、圏域内での観光地をネットワーク化した周遊観光ルートや、共同で情報発信する観光パンフレットを作成する。					
成		果	圏域内	経済の活	性化及び額	見光消費額	の増加が	図られる。	
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	費	事業費 (千円)	0	1	-	-	•	0

平成24年度は、周遊観光ルート創出のための調査研究を実施する。

事	業	名	東信州観	東信州観光振興事業					
実	施主	体	佐久市、小諸市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町						
関化	系市町村	寸名	上記と同	上記と同じ					
事	事業概	挺 要	関係市	町村が連	携して、共	同宣伝事業	業等により	東信州圏	域における
7	未加		広域観光	を推進す	る。				
成		果	圏域内	経済の活	性化及び額	見光消費額	の増加が	図られる。	
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	費	事業費	654	654	654	654	654	3,270
			(千円)	004	004	0.54	054	054	3,210

事	業	名	しなの鋭	しなの鉄道沿線観光振興事業						
実	施主	体	佐久市、	小諸市、	東御市、朝	圣井沢町、	御代田町、	立科町		
関何	関係市町村名 上記と同じ									
	関係市町村が連携して、観光情報発信等によりしなの鉄道を軸とし									
事	業概	要	た広域的	た広域的なネットワークを構築し、沿線の観光資源の活用により魅力						
			ある観光	メニュー	を創造する	5.				
成		果	圏域内	経済の活	性化及び額	見光消費額	の増加が	図られる。		
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費 (千円)	699	699	699	699	699	3,495	

事	業	名	小海線沿	小海線沿線地域活性化事業						
実	施主	/★	佐久市、	小諸市、八	小海町、佐	久穂町、	川上村、南	有牧村、南	相木村、北	
关 心	ル 土	144	相木村							
関	系市町村	寸名	上記と同	じ						
事	業概	要	関係市	関係市町村が連携して、小海線の利用促進と観光振興を図ることに						
7	未加	女	より、小	海線沿線均	地域の活性	ŧ化を図る	•			
成		果	圏域内	経済の活	生化及び額	見光消費額	の増加が	図られる。		
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費 (千円)	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	7,730	

(5)環境

ア 循環型社会の構築

(協定の内容)

取組の内容	循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境に関連する活							
	動を連携して実施する。							
	・事業の実施のために必要となる情報の集約及び関係市町村との調整							
	等を実施する。							
佐久市の役割	・関係市町村と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施							
	する。							
	・その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。							
	・佐久市への情報提供等を実施する。							
関係市町村の	・佐久市と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施す							
役 割	ప 。							
	・その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。							

事	業	名	ごみ減量	ごみ減量化・新エネルギー導入促進事業						
実	施主	体	全市町村	全市町村						
関化	系市町村	村名 上記と同じ								
	ごみの減量化や地域特性に応じた新エネルギーの導入に関する							に関する情		
事	業概	要	報交換を	報交換を行い、必要に応じて、共同調査研究に取り組み、研究成果に						
			ついて関	ついて関係市町村が連携して活用を図る。						
成		果	関係市	関係市町村が連携して取り組みを進めることにより、効果的にごみ						
אנו		木	の減量化	や自然エ	ネルギー自	目給率の向	上が図られ	れる。		
	業		年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事		費	事業費	0					0	
			(千円)	0	-	-	-	-	U	

平成24年度は、効果的な取り組みについて調査検討を行う。

事	業	名	佐久地域	佐久地域地下水等水資源保全事業						
実	施主	体	佐久市							
関何	関係市町村名 全市町村									
			地下水	等水資源	を保全する	るため、佐:	久地域全位	本の市町村	で地下水・	
事	業概	要	湧水を公	水である。	と認識し、	その保全	に努めると	こともに、	水資源の重	
→	未加	女	要性の啓	発活動な	どの取り糾	目みや地下	水賦存量の	の把握を行	が、水資源	
			の利用と	保全を行	う。					
			佐久地	域の共有	の財産でる	ある地下小	(等水資源	を様々な	脅威から守	
成		果	り、育む	と同時に、	有効利用	をしなが	ら、水資源	が地域で	循環する社	
			会を構築	すること	により、オ	ベ資源の未	来への引き	き継ぎが図	られる 。	
		業費	年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業		事業費	7 100	F 000	2 000	2 000	2 000	10 100	
			(千円)	7,100	5,000	2,000	2,000	2,000	18,100	

事	業	名	新エネル	ギー推進	事業					
実	施主	体	佐久市、	左久市、軽井沢町						
関何	慰係市町村名 全市町村									
事	業概	要		公共施設への太陽光発電設備の設置を推進するとともに、住宅用太 陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成		果	圏域内	の自然エス	ネルギー自	給率の向	上が図られ	1 る。		
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
				佐久市						
事	業	費	事業費	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200	156,000	
			(千円)	軽井沢町	·					
				68,100	90,200	178,147	71,000	40,000	447,447	

事	業	名	新エネル	新エネルギー推進事業					
実	施主	体	小諸市	小諸市					
関何	関係市町村名 全市町村								
事	業概	要		公共施設への太陽光発電設備の設置を推進するとともに、事業所用 太陽光発電設備設置に対する助成を行う。					
成		果	圏域内	の自然エ	ネルギー自	目給率の向	上が図られ	れる。	
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	費	事業費 (千円)	20,000	30,000	40,000	40,000	40,000	170,000

事	業	名	新工	ネル	ギー推進	事業				
実	施主	体	東御	東御市						
関係市町村名 全市町村										
事	業概	· 要	_	一般住宅への太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成		果	巻	域内	の自然エス	ネルギー自	給率の向	上が図られ	れる。	
			年	度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	費	事業(千月		8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000

事	業	名	新エネル	新エネルギー推進事業						
実	施主	体	佐久穂町	上久穂町						
関係市町村名 全市町村										
事	業概	要	一般住	一般住宅への太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成		果	圏域内	の自然エ	ネルギー自	給率の向	上が図られ	れる。		
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事 業		費	事業費	10,000	0	0	0	0	10,000	
			(千円)	10,000		U	0		10,000	

事	業	名	電気自動	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車普及促進事業						
実	施主	体	軽井沢町	軽井沢町						
関	係市町	村	全市町村							
			役場庁?	舎駐車場に	急速充電	器1基を設	2置、急速	充電器を聞	丁内に設置	
事	業概	要	する者への補助事業、電気自動車及びプラグインハイブリッド購入者							
			への補助	事業を実施	するほか	、公用車と	として電気	自動車を則	構入する。	
成		果	圏域内(の自然エネ	ルギー自	給率の向上	が図られ	る。		
			年度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	業費	事業費	20, 250	11 050	11 050	11 050	11 050	72 250	
			(千円)	28,350	11,250	11,250	11,250	11,250	73,350	

事	業	名	新エネル	ギー道 λ ン		重業				
_				新エネルギー導入奨励金交付事業						
実	施主	1本	御代田町	御代田町						
関係市町村名 全市町村										
			町民が行	う次の新.	エネルギー	-設備の設	置に対する	る助成を行	う。	
		概要	・太陽光	発電設備						
			・太陽熱	・太陽熱利用設備						
=	*** +m		・小型風力発電設備							
事	業概		・小水力発電設備							
			・クリーンエネルギー自動車							
			・小型ハイブリッド照明電源							
			・天然ガ	スコージ	ェネレーシ	/ョン設備				
成		果	圏域内の	自然エネ	ルギー自絲	含率の向上	が図られる	る。		
		年度	年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業		事業費	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	46,000	
			(千円)	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	46,000	

(6)防災

ア 広域防災体制の整備と強化

(協定の内容)

即组页中容	災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確
取組の内容	立等により、広域防災体制の整備と強化を図る。
	・防災に係る情報の取りまとめ及び提供並びに応援体制の調整を実施
佐久市の役割	する。
	・その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。
関係市町村の	・佐久市への情報提供及び応援体制の確立に向けた取組を実施する。
役 割	・その他広域防災体制の整備と強化に資する取り組みを実施する。

事	業	名	広域防災	体制連携	強化事業					
実	施主	体	全市町村	全市町村						
関	系市町 村	名	上記と同	じ						
			大規模	災害発生	時において	て、圏域住民	民の安全等	を最優先	に考えた災	
事	業概	要	害対応を	迅速かつ的	的確に実施	値するため	、災害時に	必要な情	報の共有や	
#	未 100		応援体制	の確立に。	より「長野	県市町村	災害時相互	豆応援協定	こに沿った	
			関係市町	村の危機能	管理の連携	桟強化を図	る。			
成		果	関係市町村との連携強化が図られ、圏域市町村危機管理ネットワー							
11X.		木	クが確立	される。						
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	0					0	
			(千円)	0	ı	-	-	-	U	

平成24年度は、連携強化に向けた情報共有・体制検討のための会議を開催する。

2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1)地域公共交通

ア 地域公共交通ネットワークの構築

(協定の内容)

取組の内容	地域公共交通のあり方に関する調査検討、公共交通の確保のために
以組の内台	必要な事業の実施等により、地域公共交通ネットワークを構築する。
	・関係市町村と共同して、地域公共交通ネットワークの構築に取り組
たりまの処割	む。
佐久市の役割	・関係市町村及び関係機関との総合的な連絡調整を行う。
	・その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。
関係市町村の	・佐久市と共同して、地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。
役割	・その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。

事	業	名	罗·古·比·古	小土衣诵:	ネットワー	- ク構築事			
7		—							
実	施主	休	佐久市、	小諸市、身	東御市、小	\海町、佐:	久槵町、川	上村、南	牧村、北相
~	//E	144	木村、軽	井沢町、1	卸代田町、	立科町			
関何	係市町や	1名	上記と同	じ					
			圏域住	民の通勤、	通学、通	i院、買い特	勿等の日常	生活を支	える公共交
=	= 414 107 ==		通の確保	・維持を図	図るため、	圏域のバス	スや鉄道等	の公共交	通のあり方
事	業概	要	要 に関する調査検討を行い、調査結果に基づき圏域内の地域公共3						
			ットワー	クを構築す	する。				
			圏域住	民の移動	手段の確保	Rと移動の	利便性向.	上が図られ	る。特に高
		果	齢者の通	齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の					
成		未	常生活を	支える移動	動の足が確	笙保され、。	より暮らし	やすい圏	域の形成に
			寄与する	0					
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計
事	業	業	事業費	•					_
	<i></i>		(千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、圏域の公共交通のあり方に関する調査検討を行う。

事	業	名	路線バス	ネットワ・	ークの再構	講築事業				
実	施主	体	佐久市、小諸市							
関何	関係市町村名 佐久市、小諸市									
			佐久市	、小諸市間	引の既存公	共交通ネ	ットワーク	7の確保・	維持を図る	
事	業 概	要	ため、望ん	月小諸線等	等の路線バ	(スのあり)	方を検討し	ノ、利便性	の高い公共	
			交通ネットワークとして再構築する。							
			圏域住	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高						
成		果	齢者の通	院や買い物	物、高校生	の通学等、	、移動手段	とを持たな	い住民の日	
JJX.		木	常生活を	支える移	動の足が確	笙保され、。	より暮らし	やすい圏	域の形成に	
			寄与する	0						
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	業費	事業費	0					0	
			(千円)	U	-	-	-	-	U	

事	業	名	しなの鉄	道増便事業	Jなの鉄道増便事業 (1967年)						
実	施主	体	小諸市、	軽井沢町、	御代田町	Ţ					
関	係市町村	名	上記と同	じ							
			圏域住	民の通勤、	通学、通	院、買い特	勿等の日常	生活を支	えるしなの		
事	業概	要	鉄道の存	k道の存続のため、関係市町村の負担により、しなの鉄道の増便を行							
			い利用促	1利用促進を図る。							
			圏域住	民の移動	手段の確保	そと移動の かんりょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅう	利便性向_	上が図られ	る。特に高		
成		果	齢者の通	院や買い物	勿、高校生	の通学等、	、移動手段	を持たな	い住民の日		
אנו		木	常生活を	支える移動	動の足が確	となれ、。	より暮らし	やすい圏	域の形成に		
			寄与する	0							
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計		
				小諸市							
				15,200	-	ı	-	ı	15,200		
事	業	費	事業費	軽井沢町							
			(千円)	14,000	-	ı	-	ı	14,000		
				御代田町							
				8,786	-	-	-	-	8,786		

(2)情報

ア 情報化の推進

(協定の内容)

取組の内容	コンピュータシステムの共同利用・共同開発等により、情報化の推
以組の内合	進を図る。
	・関係市町村と共同して情報化の推進のために必要な事業を実施す
佐久市の役割	る。
	・その他情報化の推進に資する取組を実施する。
関係市町村の	・佐久市とともに情報化の推進のために必要な事業を実施する。
役割	・その他情報化の推進に資する取組を実施する。

事	業	名	コンピュータシステム共同利用・共同開発事業							
実	施主	/★	佐久市、	小諸市、八	小海町、佐	久穂町、	川上村、南	剪牧村、南	相木村、北	
天	ル エ	144	相木村、	軽井沢町、	御代田町	丁、立科町				
関係市町村名 上記と同じ										
毒	71. 101		各市町	各市町村で利用しているコンピュータシステムの共同利用・共同開						
事	業概	安	発に向け	、最新技行	析の調査研	ff 究や具体	的手法の	検討を行う)。	
_15			関係市	町村間の	青報の共有	i化、情報 [·]	化経費の削	削減、事務	の効率化が	
成		果	図られる	とともに、	住民サー	- ビスの向	上に寄与る	する。		
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	0					0	
			(千円)	U	-	-	-	-	U	

平成24年度は、コンピュータシステムの共同利用に関する調査研究を行う。

(3)定住促進・交流推進

ア 定住促進及び交流推進

(協定の内容)

取組の内容	都市部を対象とした就労・就農・住宅情報の提供、ホームページ等					
以 組 の 内 谷	による情報発信等により、定住促進及び交流推進を図る。					
	・事業実施のために必要となる情報の集約及び関係市町村との調整を					
	実施する。					
佐久市の役割	・関係市町村と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を					
	実施する。					
	・その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。					
	・佐久市への情報提供等を実施する。					
関係市町村の	・佐久市と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施					
役 割	する。					
	・その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。					

事	業	名	定住促進共同情報発信事業							
実	施主	/ ★	佐久市、	小諸市、勇	東御市、小	海町、佐:	久穂町、川	上村、南	牧村、南相	
天	ル エ	144	木村、北	相木村、往	卸代田町、	立科町				
関係	系市町村	扫	上記と同じ							
			首都圏	等における	る移住説明	会の共同	開催や、ホ	ィームペー	ジ等を活用	
事	業概	要	した共同	情報発信	等により、	関係市町村	寸と連携し	て定住促	進策を推進	
			する。							
成		果	圏域全	圏域全体の定住人口の増加が図られる。						
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	0					0	
			(千円)	U	-	-	-	_	U	

平成24年度は、ホームページを活用した共同情報発信を行う。

(4)社会教育

ア 社会教育施設の広域的活用

(協定の内容)

	施設情報や開催行事等の情報を共有し、住民に提供すること等によ
取組の内容	り、文化・スポーツ施設等の社会教育施設の広域的活用及び文化芸
	術・スポーツ活動の活性化を図る。
	・文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化スポーツ活動等に関する
 佐久市の役割	情報の提供を受け、関係市町村及び住民等に周知する。
佐久川の役割	・その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化
	に資する取組を実施する。
	・文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関す
 関係市町村の	る情報を佐久市へ提供するとともに、佐久市から提供された情報を
	住民等へ周知する。
役 割	・その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化
	に資する取組を実施する。

事	業	名	文化・スポーツ施設等相互活用促進事業							
実	±⁄c →	/★	佐久市、	小諸市、勇	東御市、小	海町、佐:	久穂町、川	上村、南	牧村、北相	
夫	施主	144	木村、軽	井沢町、往	卸代田町、	立科町				
関	関係市町村名 上記と同じ									
			関係市	町村の文化	化・スポー	ツ施設の放	を設情報や	イベント	情報の共有	
事	業概	要	化を図る	とともに、	ホームペ	ージ等を済	舌用した丼	に同情報発	信を実施す	
			る。							
成		果	各施設	各施設の利用促進が図られる。						
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	0					0	
			(千円)	0	-	-	-	-	0	

平成24年度は、情報の共有化・ホームページによる共同情報発信を行う。

3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1)人材育成

ア 合同専門研修及び人事交流

(協定の内容)

取組の内容	職員研修の合同実施、職員人事交流等により、職員の人材育成を図					
取 組 の 内 各	る。					
	・自ら又は関係市町村の求めに応じて、職務に係る専門研修又は定住					
	自立圏の取組を推進するための研修を行うに際し、関係市町村の職					
た りまの仏刺	員に当該研修への参加の機会を設ける。					
佐久市の役割	・関係市町村の求めに応じて職員の人事交流及び派遣研修を実施す					
	ర ం					
	・その他職員の人材育成に資する取組を実施する。					
即は主買せる	・合同専門研修の企画立案及び運営に協力するとともに、職員を参加					
関係市町村の	させる。					
役 割	・必要に応じて職員の派遣、受入れ及び人事交流を行う					

事	業	名	合同専門	合同専門研修・人事交流推進事業						
実	施主	体	佐久市							
関	系市町村	村名	全市町村							
			職員の	資質向上	及び圏域マ	7ネジメン	ト能力を引	強化し、圏	域全体の行	
事	業概	要	政サービ	ス向上を	図るため、	職員研修	を合同で第	ぼ施すると	ともに、圏	
			域内の職	員人事交流	流を行う。					
			基礎自	治体の職員	員として必	が要な専門	知識等を刻	効率的・効	果的に習得	
成		果	でき、職員	員の資質向]上及び圏	域マネジン	メント能力]の強化が	図られると	
DX.			ともに、ノ	人事交流に	より先進	市町村に美	業務のノウ	ハウを研	修すること	
			により圏	域全体の征	ラ政サーと	ごスの向上	が図られる	ప 。		
			年 度	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	計	
事	業	費	事業費	500	500	500	500	500	2,500	
			(千円)	500	500	500	500	500	2,500	